

平成30年第3回竹原市議会定例会会議録

平成30年第3回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	報告第 7号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 4	報告第 8号	平成30年度竹原市一般会計予算の補正について（第2号）
日程第 5	報告第 9号	平成30年度竹原市水道事業会計予算の補正について（第1号）
日程第 6	議案第54号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 7	議案第55号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 8	議案第56号	竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 9	議案第57号	竹原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案
日程第10	議案第58号	竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案
日程第11	議案第61号	平成30年度竹原市一般会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第62号	平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第63号	平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第64号	平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第59号	平成29年度竹原市歳入歳出決算認定について
日程第16	議案第60号	平成29年度竹原市水道事業決算認定について
日程第17		一般質問

日程第 18 委員長報告（公共施設ゾーン調査特別委員会）

日程第 19 閉会中継続審査（調査）について（2 常任委員会）

平成30年第3回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成30年9月4日(火) 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 7号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 報告第 8号 平成30年度竹原市一般会計予算の補正について(第2号)
- 日程第 5 報告第 9号 平成30年度竹原市水道事業会計予算の補正について(第1号)
- 日程第 6 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第55号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第56号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第57号 竹原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第58号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第61号 平成30年度竹原市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第62号 平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第63号 平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第64号 平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第59号 平成29年度竹原市歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第60号 平成29年度竹原市水道事業決算認定について
- 追加日程第1 議案第65号 竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 追加日程第2 議案第66号 平成30年度竹原市一般会計補正予算(第4号)

追加日程第3 議案第67号 平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

追加日程第4 議案第68号 平成30年度竹原市水道事業会計補正予算 (第2号)

平成30年9月4日開会

(平成30年9月4日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田昭徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前10時00分 開会

議長（道法知江君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回竹原市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、議長から一言申し上げます。

7月の記録的な豪雨により、西日本におきまして甚大な災害が発生し、大変多くの尊い命と財産が奪われる結果となり、2カ月間経過した現在もなお、いまだ確認されていない方々もおられる状況でございます。

本市におきましても、懸命な救助活動もむなしく、残念ながら4名の命が奪われるという大変痛ましい、厳しい結果となりました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々に心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

ここで、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙祷を行いたいと思っておりますので、静かに御起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

議長（道法知江君） 黙祷を終わります。

御着席ください。

先ほども申し上げましたが、この豪雨災害では予想をはるかに超える甚大な災害が発生しております。被災された全ての方々への心からのお見舞いと一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

また、現在台風21号が強い勢力を保ったまま本州へ近づいております。この後、午後にかけて中国地方にも暴風、大雨、波浪、高潮等の影響が予想されております。市民の皆様には気象情報と竹原市からの防災情報などに十分注意をしていただき、行動を行ってください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、議長から報告をいたします。

まず、監査委員より平成30年5月から平成30年7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、先般6月議会におきまして平成30年度市町村議会議員研修会に井上議員並びに竹橋議員の2名を派遣することを議決しておりましたが、7月豪雨災害による諸事情のため、議長において欠席する旨決定したことを報告いたします。

次に、議案の説明員として市長、教育長並びに市長から説明の委任または囑託を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 本日平成30年第3回竹原市議会定例会が開かれるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、7月の豪雨災害で犠牲になられました方々に対しまして、心より哀悼の意を表しますとともに、被災をされた全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、災害発生直後より本市への特段の御支援や物資の提供をいただきました国、県をはじめ、県内外の自治体、民間団体や多くの個人の皆様、被災者の救助に当たっていただきました陸上自衛隊、警察、消防関係機関の皆様、被災者の生活再建のために、今なお、献身的に御奉仕いただいている議員各位、自治会、災害ボランティアなど多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

去る7月3日から8日にかけての豪雨では、本市で初めて大雨特別警報が発令され、この6日間で過去の7月最大月間降水量を上回る雨量を記録いたしました。

この一連の豪雨による土砂災害で、4名の犠牲者や家屋の全半壊等が発生いたしますとともに、河川の氾濫等による床上浸水等の被害が生じました。また、道路や鉄道の寸断など市民生活や経済活動の基盤となるインフラへの甚大な被害や広範かつ長期にわたる断水など、市民の皆様の日常生活や産業活動に多大な影響を及ぼすこととなりました。

このため、災害対策本部を設置し、人命救助等の応急救助業務に当たるとともに、生活の基盤を破壊された被災者の支援として、従来の支援制度のほか、市として新たに宅地内土砂撤去制度の拡充による居住環境の整備支援、市内中学・高校生の学習機会の保障と経済的負担の軽減のための通学支援、災害総合相談・受付窓口の設置による利便性の向上、税等の減免による経済的負担の軽減などの取組を進め、先月8月20日に、被災者の生活再建支援と災害復旧対策の推進を図るために、災害対策本部から災害復旧対策本部に組織体制を移行したところであります。

災害発生から約2カ月経過した現在、応急対策として取り組んできた水道施設の改修や道路の啓開などライフラインの復旧対策を進め、生活再建に向け、被災された方々への弔慰金や義捐金等の支給を始め、公費による土砂撤去を開始するとともに、経済活動支援のための補助制度の創設など、安心した生活の復旧のために被災者の支援に全力で取り組んでおりますが、今後さらに、私をはじめ職員、関係者一丸となって被災者の日常生活の回復と一日も早い災害からの復興に、より一層力を傾注してまいり所存であります。

本定例会におきましては、災害対策関連の一般会計及び水道事業会計補正予算の専決処分報告や平成29年度決算認定等、14議案を上程させていただいております。

平成29年度決算においても厳しい財政状況となっておりますが、引き続き財源確保や経費節減に努めながら、災害対策を含め、誰もが安心・安全で住みよさを実感することができるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

これら議案の詳細につきましては、この後、各担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては、何卒慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（道法知江君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番今田佳男議員、14番脇本茂紀議員を指名いたします。

日程第2

議長（道法知江君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの24日間と決定いたします。

日程第3

議長（道法知江君） 日程第3，報告第7号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提出者の報告を求めます。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） ただいま議題となりました報告につきまして御説明申し上げます。

議案書及び議案説明書の1ページをお開きください。

報告第7号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、本市の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会へ報告するものであります。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であり、比率なしとなっております。実質公債費比率につきましては8.7%となっており、将来負担比率につきましては63.4%となっております。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業及び公共下水道事業ともに資金不足額がないため、比率なしとなっております。

なお、これらの比率が早期健全化基準を上回る場合、財政健全化計画の策定や外部監査等が必要となりますが、本市の比率につきましては、いずれもこれを下回っております。

報告第7号の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第7号を終わります。

日程第4・日程第5

議長（道法知江君） 日程第4，報告第8号平成30年度竹原市一般会計予算の補正について（第2号）及び日程第5，報告第9号平成30年度竹原市水道事業会計予算の補正について（第1号）の2件を一括議題といたします。

提出者の報告を求めます。

総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） ただいま議題となりました報告につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページ，議案説明書の2ページをお開きください。

報告第8号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第2号）について，その概要を御説明申し上げます。

本報告は，平成30年7月豪雨により，本市で発生した豪雨災害への対応として，一般会計予算の補正を行う必要が生じましたが，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め，地方自治法第179条第1項の規定により，平成30年7月17日に専決処分をいたしましたので，同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

補正の内容といたしましては，まず歳出であります。民生費においては，災害救助に要する経費として，避難所運営及び災害救助法等に基づく各種支援並びに災害廃棄物処理業務等委託料など，合わせて7億9，470万円を追加計上しております。

災害復旧費においては，公共土木施設災害復旧に要する経費11億2，020万円，農林水産施設災害復旧に要する経費1億5，380万円，衛生施設災害復旧に要する経費480万円，民生施設災害復旧に要する経費180万円，公立学校施設災害復旧に要する経費1，380万円，社会教育施設災害復旧に要する経費810万円，その他公共施設等災害復旧に要する経費520万円，合わせて13億770万円を追加計上しております。

これに対し，歳入であります。歳出に係る特定財源として分担金及び負担金1，538万円，国庫支出金5億6，660万5，000円，県支出金1億8，551万6，000円，都市基盤整備基金繰入金6，551万6，000円，市債9億8，350万円を追加計上するとともに，一般財源として財政調整基金繰入金2億8，588万3，000円を追加計上することにより，収支の均衡をとっております。

以上により，歳入歳出それぞれ21億240万円を追加し，予算総額は歳入歳出それぞれ

れ143億4,453万7,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。災害援護資金貸付利子補給金につきましては、利子補給の期間及び限度額を定めるものであります。

次に議案書の5ページ、議案説明書の3ページをお開きください。

報告第9号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

本報告は、平成30年7月豪雨により、本市で発生した豪雨災害への対応として、水道事業会計予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月17日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出予定額について、応急給水活動及び応急復旧活動に要する経費を特別損失として、合わせて1,846万2,000円を追加計上しております。この財源につきましては、現計予算内での収益的収入をもって対応することとしております。

また、資本的支出予定額につきましては、水道施設の復旧及び仮復旧に要する経費を災害復旧費として、合わせて4,402万2,000円を計上するとともに、配水設備整備事業費について同額を減額計上し、調整を図っております。

報告第8号及び報告第9号の説明につきましては以上でございます。何卒、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（道法知江君） 総務部長兼公営企業部長の報告が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

13番。

13番（松本 進君） それでは、2点ほど市長に質疑をしたいと思います。

まず第1点目には、災害廃棄物処理業務等委託料4億1,000万円余りの補正予算についてであります。

竹原市のホームページを見ますと、被災家屋の解体、撤去、宅地内のがれき及び堆積土砂等の撤去を行いますと災害復旧についての支援が紹介されております。その中の撤去対

象の説明書きを見ますと、人力で行えるものや機械が入れないところ、家屋内や床下等、こういったところは対象外となりますということが書かれております。

そこで、我が党の国会議員が8月2日に参議院特別委員会で質問しまして、それによる政府答弁を見ますと、空き家のがれき、屋内の床下を埋めた土砂の撤去についても被災市町村が生活環境保全上実施した場合は補助対象となっております。

そこで市長に伺いたいことは、市長は家屋内や床下などの土砂撤去は市民の生活環境保全上必要ないとお考えなのかどうか、なぜ政府が補助対象にしている事業について実施しないのかどうかをお答えいただければと。

それから2点目については、農林水産施設災害復旧費1億5,380万円についてであります。

このたびの豪雨に伴う農地、田や畑、ここに流入した土砂、がれき等の撤去は農業を再建する上で大きな障害となっています。この補正予算の中には農地の土砂、がれき等の撤去費用が含まれているのかどうか、市が把握された農地への土砂等の被害状況の把握や農地復旧の見通し、また個人負担の補助、支援について、市長のお考えを伺っておきたいと思っております。

以上です。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、屋内の土砂撤去事業についての御質問でございます。

本市におきましては、被災者の皆様の早期の生活再建や二次被害の防止の観点などから、人力では撤去が困難なものに限りまして、民有地の宅地内であっても市が撤去させていただくこととしております。御質問の家屋内や床下等につきましては、機械を使って土砂撤去作業を行いますと家財や家屋そのものを損傷するおそれがあることから、一応対象外として、本市では機械により撤去ができる範囲のみを対象とさせていただいているものでございます。

しかしながら、そうした家屋内や床下の土砂撤去は生活保全上、当然必要なものであると認識しております。本事業の運用に当たりましては、所有者の方が撤去作業にあわせて屋外、屋内や床下の堆積土砂を、例えば庭先や玄関周りなど屋外に排出していただいたものにつきましては、この事業の中で撤去、回収をさせていただいております。それも困難な方につきましては、竹原市社会福祉協議会と連携、作業調整を行いながら、ボランティア

アの皆様の御協力を得ながら土砂の撤去を実施しているところでございます。

なお、このボランティアの皆様によってはき出していただいた土砂については、市職員が直接撤去、回収をさせていただいているところでございます。

こうした対応は、近隣他市町においても同様の対応をされているとお聞きをしているところでございます。今後におきましても、被災者の皆様の早期の生活再建に努めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から農林水産施設の災害復旧費の補正予算に関する御質問ということで3点ほどございましたので、1つずつ御回答させていただきます。

まず1点目の、この予算は農地への土砂、がれき等の撤去費用は含まれるのかという御質問でございますが、専決処分の農林水産施設災害復旧費1億5,380万円の中には農地への流れ込んだ土砂、がれき等の撤去費用は含まれておりません。

次に、2点目の市が把握された農地への土砂等の被害状況の把握、農地復旧の見通しの件でございますが、現時点での農地の補助災害の箇所は81カ所となっております。面積につきましては約10ヘクタールが被災をいたしております。復旧の見通しは早期復旧に努めてまいりますが、被災箇所が余りにも多いことから、短期間での復旧は困難な状況でございます。

3点目の個人負担なしの補助、支援が必要という御質問でございますが、道路や公園の復旧とは異なりまして、農地の復旧につきましては耕作によって利益が生じることから、受益者から応分の負担をいただくことが公平かつ妥当であると考えております。ちなみに、通常の農地の補助災害では国が50%、市が25%、個人が25%の負担となっております。

平成28年6月の激甚災害を例として、国の補助が91.4%、市が4.3%であり、結論として個人負担は4.3%程度と見込んでおります。

私からは以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 屋内のがれき等の撤去についてでありますけれども、先ほど部長から説明があった屋内の分を外に出して、その出した分は撤去しますよと、市が回収しますよというところとは違うというのが、今回の国交省や環境省が示した内容なんですな。

ですから、個人の家の中の土砂等についても国や市が責任持って個人負担なしでやりますよということで、屋内までどうするかという判断は先ほど言った環境衛生上必要があるかどうかの判断で決まってくるというような説明があつて、先ほど紹介したのは、環境省の内容は生活環境保全上必要があつて、市が実施した分については補助を出しますよということであります。

ですから、先ほどの部長からの説明ではなくて、生活環境保全上必要と判断すれば家中の土砂等についても国は補助対象としますよと。後は、市が生活環境保全上必要かどうかを判断すると、そして実施するという事に懸かっているわけでありますから、私は生活再建をする上でこういったところも、屋内のあるいは床下の土砂撤去についても市が積極的に支援すると、事業を行うということが必要ではないかなということで、もう一度その確認をしておきたいと思ひます。

それから、農林水産施設に関わつてですけれども、いろいろ災害箇所が広くて大変だというのは私もよく理解をするわけですが、特に私は絞つて農地、田や畑への土砂等の流入、これはやっぱり大きな営農活動の支障になっているということで、先ほどの説明では今回の補正予算の中には含まれていないという説明でした。ですから、私は先ほどの家屋の屋内の土砂、がれき等の撤去を国が支援するという事は、これまでの災害、いろいろ熊本等の、広島の土砂災害ありました、こういった経験が生かされて生活再建には、そこまで踏み込んだ支援が必要だということがこれまでのまとめといひますか、教訓となっています。ですから、農林についても、農業施設についても本来は個人負担なしでこういう土砂の撤去、がれき撤去が大きな営農活動の支障になるし、そこに支援をすれば、今、困難な農業にも一定の光が見えてくるという立場では判断があるのではないかと、そこに支援があるのではないかとということですので、生活再建、営農活動との関係で市長に答弁いただきたいというふうに思ひます。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 議員御指摘のとおり、国会の答弁等では、この家屋内の床下の取り扱いといたしましては市が環境衛生上、生活衛生上必要であると判断して、市が行えばそれは対象であるという御答弁がなされたのは事実でございます。

ただ、この事業を実施するに当たりまして、先ほども申し上げましたとおり基本的には機械で、重機、こういったもので宅地内の土砂を撤去していく、こういったことが対象事業となつておりまして、これを例えば家の中に重機を持ち込んで、それで土砂を掃き出す

リスクとして家そのものが破損のおそれもありますし、またほかの家財、こういったものにも傷つく、こういった大きなリスクがありますので、これを具体的にやることは総合的に考えて所有者の方の損失にもつながる、そういった危険な作業の部分は対象外とさせていただき、そのかわり、これまでも家屋の中から土砂を掃き出していただければ作業の中でその土砂もあわせて撤去、回収はさせていただいております。

また、それが個人の力では難しい方につきましては、ボランティアの皆様の御協力、こういったものを社会福祉協議会と作業調整を行いながら実施を進めている、こういったものでございます。そういうことで、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 次に、農家の個人負担に関する御質問でございますが、農地の災害につきましては、今回激甚災害に指定され、国の補助も大幅に増額する見込みとなっております。補助金の残りを市と土地の所有者、または耕作者で負担をすることとしておりまして、近隣の市町におきましても、竹原市と同様に個人の方から応分の負担をお願いしている状況となっております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 松本議員に確認をさせていただきます。

報告第8号平成30年度竹原市一般会計予算の補正について（第2号）における質疑については、各専決処分事項の内容の不明な点を資すものであって、先ほどの答弁にて一定の目的は果たされているのではないかと考えられます。松本議員が質疑される事業については疑義部分の解明のために、あえて御自分の一例の考えを添えるのはともかくとして、制度のあり方に対する一種の提言が主となるものであれば、それは質疑ではなく一般質問とも捉えられますので、あくまでも疑義の解明の質疑を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

（13番松本 進君「はい」と呼ぶ）

最後の質疑になります。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 明確に質疑をしたいと思います。個人的な意見や見解を述べているのでは決してありません。環境省の説明をあえて紹介したい。環境省は今回の屋内の土砂災害に係ってですけれども、今回の災害に当たっては個人任せにして土砂が放置されてしまった場合、二次災害を起こしかねないとか公衆衛生上そのままにしておけないという

場合に市町村が行える特例なんですね、これは。あえて特例というのは、先ほど広島土砂災害等の教訓が生かされているということを行いました。ですから、二次災害を起こしかねないとか公衆衛生上そのままにしておけないとかといった場合は、特例として民地の家屋の屋内のところも責任持って対応しなさいよということで、その条件になって初めて民有地に入ってきている中で、市町村が土砂を撤去する場合に補助対象になるということで、先ほど部長から説明があったような機械が入るとか入らないとかそういった条件が初めからあるわけではありません。ですから、環境衛生上、市が必要と判断したところは、実施したところは補助対象にしますよという環境省の説明をあえて私はさせていただきたいということで紹介したわけです。

ですから、機械が入る、入らないというようなことは全然書いてないし、そういう説明はありません。こういった市が本気で市民の生活環境上本当に必要だと、その判断に懸かっているわけですね。ですから、補助対象をあえて国が特例としてしているわけですから、私は、今、大分撤去されているでしょうけれども、そこにかかった費用は後払いでもできるよということもあえて書いてあります。ですから、そういった積極的な支援が、私は今やるべきだということで、あえて市長に説明を求めたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 松本議員の御質問についての答弁とさせていただきますが、まず、この宅地内の土砂を撤去するというのは議員の御紹介のとおり、もともとは個々でやっていただくという中で始まっております。そうした中で、個人の力ではどうにもならない、また先ほど言われましたように放っておけば二次災害、早期再建も難しい、そういった方々が国内に多数いらっしゃいますので、それを救済するためにこういう制度が今回の特例としてできたものでございました。

被災者の皆様の宅地の中から土砂、がれき等を出すことは、これまでボランティアの皆様御協力、こういったものに頼ってはありましたが、それを待っていたのではなかなか再建も難しい、二次災害のおそれがある、そうしたことから今回この事業ができ上がった、その経緯がございます。

そうした中で、この事業だけでそこを解決するというものではなくて、これまでやっておりました事業、それらも総括として一日も早く土砂を撤去するためにこの事業を活用する、そういったものでございます。そうした中で、先ほど言いましたようにこの事業の部分で、救おうと、事業実施した場合に家屋の中とか床下にあるところにそういった大量に

土砂を掃き出すために重機類等、こういったものを入れることは極めてリスクの高い作業となりますので、トータル的にいろんな施策、そういったものを組み合わせながら一日も早く宅地内から土砂を排出しよう、こういった取組ということで御理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(13番松本 進君「議長、私が聞いているのは機械が入るとか入らないとか関係ないでしょということですよ」と呼ぶ)

議長（道法知江君） 以上で13番松本進議員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって一括質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより分離し、順次討論、採決いたします。

まずは、報告第8号平成30年度竹原市一般会計予算の補正について（第2号）、これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

次に、報告第9号平成30年度竹原市水道事業会計予算の補正について（第1号）、こ

れより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第6・日程第7

議長（道法知江君） 日程第6，議案第54号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて及び日程第7，議案第55号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページ，議案説明書の4ページをお開きください。

議案第54号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち土田勇委員が平成30年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として加藤洋孝氏を推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

加藤氏は、平成22年に竹原市役所を退職後、成井地区自治会長、中通小学校区協働のまちづくりネットワーク事務局長を歴任されるなど、地域住民の福祉の向上のため尽力されており、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えているものであります。

次に、議案書の9ページ、議案説明書の5ページをお開きください。

議案第55号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち坂本忠明委員が平成30年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は、吉名地区自治会連合会会長、竹原市自治会連合会副会長、竹原市公衆衛生推進協議会副会長、竹原市社会教育委員を歴任されるなど、地域住民の福祉の向上のため尽力されており、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えます。

議案第54号及び議案第55号の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより分離し、順次討論、採決いたします。

まずは、議案第54号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8～日程第14

議長（道法知江君） 日程第8，議案第56号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第14，議案第64号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第56号，議案第57号，議案第61号から議案第64号までの6議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページ，議案説明書の6ページをお開きください。

議案第56号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、災害応急対策または災害復旧等のため、他の地方公共団体から本市に派遣され

た職員に対する災害派遣手当の支給に関し規定するものであります。

他の団体からの職員の派遣によって、平成30年7月豪雨災害や、今後起こり得る災害等からの早期復旧を図るため、他の団体からの派遣職員に対し、当該手当を支給することができるよう改正するものであります。

次に、議案書の15ページ、議案説明書の7ページをお開きください。

議案第57号竹原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、災害、その他やむを得ない理由により、既定の期限までに減免申請書を提出することが困難である場合において、提出期限を延長することができるようにするものであります。

改正の内容につきましては、現行において納期限の7日前等となる提出期限を、この規定によらず市長が定める日とするものであります。

次に、補正予算書の1ページ、議案説明書の18ページをお開きください。

議案第61号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、普通財産等管理に要する経費として、ブロック塀整備に係る委託料及び工事請負費2,210万円を追加計上しております。

民生費においては、障害者福祉事務や生活保護事務などに要する経費として、平成29年度に受け入れた当該事務に対する特定財源である国・県支出金の精算により生じた返還金3,853万1,000円、老人福祉費の一般事務に要する経費として、地域医療介護総合確保事業補助金800万円、児童福祉総務費の一般事務に要する経費として、子ども・子育て支援事業計画の策定委託料など352万2,000円、母子父子家庭援護に要する経費として、施設入所措置費695万4,000円、合わせて5,700万7,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、農業振興対策に要する経費として、園芸作物条件整備事業補助金75万円及び園芸用農地確保支援事業補助金135万円、合わせて210万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金347万6,000円、県支出金1,183万8,000円、市債1,670万円を追加計上するとともに、一般財源として繰入金108万1,000円を減額計上し、前年度繰越金5,02

7万4,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ8,120万7,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ144億2,574万4,000円とするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費として、計画策定業務の委託期間及び限度額を定めるものであります。

次に、補正予算書の23ページ、議案説明書の19ページをお開きください。

議案第62号平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、一般事務に要する経費として、事業運営の県単位化に伴うシステム改修のための備品購入費27万円を追加計上しております。

諸支出金においては、療養給付費等精算に伴う返還金に要する経費として、過年度返還金116万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、県支出金27万円を追加計上するとともに、前年度繰越金116万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ143万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ35億5,312万1,000円とするものであります。

次に、補正予算書の37ページ、議案説明書の20ページをお開きください。

議案第63号平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。基金積立金においては、基金管理に要する経費として、介護給付費準備基金積立金155万5,000円を減額計上しております。

諸支出金においては、介護給付費交付金等の返還に要する経費として、過年度返還金2,183万9,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。前年度繰越金2,028万4,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,028万4,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ34億1,190万2,000円とするものであります。

次に、補正予算書の51ページ、議案説明書の21ページをお開きください。

議案第64号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、徴収事務に要する経費として、平成31年度の保険料軽減特例の見直しに対応するためのシステム改修委託料216万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金216万円を追加計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ216万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ4億7,734万3,000円とするものであります。

議案第56号、議案第57号、議案第61号から議案第64号までの6議案の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第58号につきまして御説明申し上げます。

議案書の19ページ、議案説明書の8ページをお開きください。

議案第58号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地域再生法の改正により、実施事業の名称が変更されたこと及び広島県及び県内市町が同法第5条の規定によって共同で策定している地域再生計画が変更され、事業者の認定期限が延長されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております7件につきまして、これより一括質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から議案第64号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それ

ぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。

日程第15

議長（道法知江君） 日程第15、議案第59号平成29年度竹原市歳入歳出決算認定について及び日程第16、議案第60号平成29年度竹原市水道事業決算認定についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案第59号及び議案第60号につきまして御説明申し上げます。

議案書の21ページ、議案説明書の9ページをお開きください。

議案第59号平成29年度の竹原市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ、平成30年8月22日付けをもちまして審査意見書を提出していただきましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

以下、各会計の決算の概要を御説明いたします。

一般会計決算から御説明いたします。

歳入決算額は123億4,803万6,000円で、予算現額133億3,362万7,000円に対する収入割合は92.6%、また歳出決算額は122億1,445万8,000円で、予算現額133億3,362万7,000円に対する執行率は91.6%であります。したがって、歳入歳出差し引き額は1億3,357万8,000円となり、このうち1,962万円を平成30年度に繰り越すべき財源といたしております。

まず、歳入決算における科目別の主なものの概要であります。市税につきましては、予算現額38億4,298万9,000円に対し、決算額は38億7,242万6,000円となり、予算現額に対し100.8%の収入率となっております。また、調定額40億4,981万2,000円に対する収納率は95.6%であり、なお多額の収入未済額がありますので、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

地方交付税につきましては、予算現額25億4,632万2,000円に対し、決算額は25億6,451万2,000円となっております。普通交付税の決算額につきまして

は21億4,396万2,000円、特別交付税の決算額につきましては4億2,055万円となっております。前年度と比較すると、普通交付税は1億4,185万9,000円の減、特別交付税は3,100万5,000円の減となっております。

分担金及び負担金につきましては、予算現額1億4,331万9,000円に対し、決算額は1億4,415万9,000円となっております。また、調定額1億4,743万9,000円に対する収納率は97.8%で、収入未済額は276万7,000円となっております。その主なものは保育所負担金であり、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

使用料及び手数料につきましては、予算現額1億1,688万6,000円に対し、決算額は1億1,309万9,000円となっております。また、調定額1億2,860万6,000円に対する収納率は87.9%で、収入未済額は1,550万7,000円となっております。その主なものは住宅使用料であり、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

国庫支出金につきましては、予算現額17億741万2,000円に対し、決算額は16億3,266万6,000円となっておりますが、4,607万8,000円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算現額と決算額の差は2,866万8,000円になります。

県支出金につきましては、予算現額16億1,880万4,000円に対し、決算額は9億9,496万円となっておりますが、6億202万5,000円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算現額と決算額の差は2,181万9,000円になります。

繰入金につきましては、予算現額7億4,751万3,000円に対し、決算額は6億555万5,000円となっております。これは財政調整基金3億5,000万円を繰り入れたことなどによるものであります。

市債につきましては、予算現額11億8,629万2,000円に対し、決算額は10億1,379万2,000円となっておりますが、9,620万円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算現額と決算額の差は7,630万円になります。

次に、歳出であります。予算現額133億3,362万7,000円に対し、決算額は122億1,445万8,000円となっておりますが、予算現額のうち7億6,39

2万3,000円を繰越明許費として翌年度へ繰り越しておりますので、これを予算現額から差し引いた後の執行率は97.2%になります。

この歳出決算の科目別不用額500万円以上の費目について、その概要を御説明いたします。

議会費につきましては、予算現額1億5,111万4,000円に対し、決算額は1億4,722万9,000円となり、不用額は388万5,000円であります。

総務費につきましては、予算現額14億6,736万4,000円に対し、決算額は13億7,439万3,000円となり、翌年度へ6,277万8,000円を繰り越しておりますので、不用額は3,019万4,000円であります。これは、電算管理費において委託料307万円、使用料及び賃借料229万5,000円の減が主なものであります。

民生費につきましては、予算現額47億7,176万6,000円に対し、決算額は46億5,213万1,000円となり、不用額は1億1,963万5,000円であります。これは、社会福祉総務費において臨時福祉給付金などの負担金補助及び交付金1,906万3,000円、障害者福祉費において重度障害者医療費などの扶助費2,173万円、老人福祉費において介護保険特別会計への繰出金1,457万9,000円、生活保護総務費において生活保護費などの扶助費2,210万円の減が主なものであります。

衛生費につきましては、予算現額10億2,102万6,000円に対し、決算額は9億8,607万6,000円となり、不用額は3,495万円であります。これは、健康増進対策費においてがん検診委託料などの委託料612万1,000円、塵芥処理費において広島中央環境衛生組合の負担金1,413万9,000円の減が主なものであります。

労働費につきましては、予算現額5,944万8,000円に対し、決算額は5,938万5,000円となり、不用額は6万3,000円であります。

農林水産業費につきましては、予算現額10億8,012万9,000円に対し、決算額は4億3,895万4,000円となり、翌年度へ6億202万5,000円を繰り越しておりますので、不用額は3,915万円であります。これは、農業振興費において特産品加工・交流施設整備事業の工事請負費2,731万6,000円の減が主なものであります。

商工費につきましては、予算現額4億8,773万4,000円に対し、決算額は4億

5, 309万5, 000円となり、不用額は3, 463万9, 000円であります。これは、商工業振興費において中小企業融資制度預託金の貸付金3, 000万円の減が主なものであります。

土木費につきましては、予算現額13億1, 422万5, 000円に対し、決算額は11億8, 735万3, 000円となり、翌年度へ9, 912万円を繰り越しておりますので、不用額は2, 775万2, 000円であります。これは、公共下水道事業費において公共下水道事業特別会計への繰出金557万1, 000円の減が主なものであります。

消防費につきましては、予算現額5億1, 163万2, 000円に対し、決算額は5億202万6, 000円となり、不用額は960万7, 000円であります。これは、常備消防費において常備消防委託料533万3, 000円の減が主なものであります。

教育費につきましては、予算現額13億2, 308万6, 000円に対し、決算額は12億9, 273万円となり、不用額は3, 035万6, 000円であります。これは、中学校費の学校管理費において需用費221万7, 000円の減が主なものであります。

災害復旧費につきましては、予算現額5, 058万1, 000円に対し、決算額は3, 591万9, 000円となり、不用額は1, 466万2, 000円であります。これは、公共土木施設災害復旧費において工事請負費849万6, 000円の減が主なものであります。

公債費につきましては、予算現額10億8, 557万2, 000円に対し、決算額は10億8, 516万9, 000円となり、40万3, 000円の不用額であります。

以上により、実質収支は1億1, 395万8, 000円となります。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支1億1, 395万8, 000円のうち6, 368万4, 000円を基金へ繰り入れております。

次に、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額39億1, 569万8, 000円に対し、決算額は38億9, 456万4, 000円となり、2, 113万4, 000円の減となっております。

国民健康保険税の収納状況につきましては、調定額7億3, 299万4, 000円に対し、決算額が5億8, 545万3, 000円となり、収納率は79.9%で、収入未済額は1億1, 968万7, 000円となっております。国民健康保険税が保険給付の主要な財源になることを踏まえ、今後も保険財政安定化のため、収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額39億1,569万8,000円に対し、決算額は37億8,033万7,000円となり、執行率は96.5%で、不用額は1億3,536万1,000円であります。これは、一般被保険者の療養給付費が見込みより減となったことに伴う負担金2,146万円、一般被保険者の高額療養費が見込みより減となったことに伴う負担金582万5,000円、高額医療費共同事業拠出金1,914万7,000円、保険財政共同安定化事業拠出金7,036万5,000円の減が主なものであります。

以上により、実質収支は1億1,422万7,000円となります。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支1億1,422万7,000円のうち5,711万4,000円を基金へ繰り入れております。

次に、貸付資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額1,106万6,000円に対し、決算額は832万5,000円となり、274万1,000円の減となっております。そのうち、貸付金元利収入につきましては、調定額4,705万4,000円に対し、決算額が832万5,000円となり、収入未済額は3,872万9,000円となっております。今後とも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額1,106万6,000円に対し、決算額は832万5,000円となり、執行率は75.2%で、不用額は274万1,000円であります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、港湾事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4,078万5,000円に対し、決算額は4,540万7,000円となり、462万2,000円の増となっております。

歳出につきましては、予算現額4,078万5,000円に対し、決算額は3,199万9,000円となり、執行率は78.5%で、不用額は878万6,000円であります。

以上により、実質収支は1,340万8,000円となります。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額9億7,972万9,000円に対し、決算額は7億9,898万2,000円となっておりますが、国庫支出金8,480万円、市債8,4

80万円について、繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算額との差は1,114万7,000円になります。

下水道受益者分担金及び負担金の収納状況につきましては、調定額1,001万5,000円に対し、決算額が968万円となり、収納率は96.7%で、収入未済額は19万5,000円となっております。

また、下水道使用料の収納状況につきましては、調定額6,718万8,000円に対し、決算額が6,581万1,000円となり、収納率は98.0%で、収入未済額は137万4,000円となっております。

歳出につきましては、予算現額9億7,972万9,000円に対し、決算額は7億9,898万2,000円となり、翌年度へ1億6,960万円を繰り越しておりますので、執行率は98.6%で、不用額は1,114万7,000円であります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計について御説明いたします。

本会計につきましては、公共用地の先行取得を必要とする事態が生じた場合に対応するためのものでありますが、平成29年度においてはそのような事態が生じなかったため活用しなかったものであります。

次に、介護保険特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額33億4,062万3,000円に対し、決算額は32億9,286万1,000円となり、4,776万2,000円の減となっております。

介護保険料の収納状況につきましては、調定額6億8,925万1,000円に対し、決算額が6億7,938万9,000円となり、収納率は98.6%で、収入未済額は694万7,000円となっております。介護保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点からも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額33億4,062万3,000円に対し、決算額は32億5,228万9,000円となり、執行率は97.4%で、不用額は8,833万4,000円であります。これは、居宅または施設などの介護サービス給付費に係る負担金5,164万6,000円、特定入所者介護サービス費に係る負担金1,646万6,000円の減が主なものであります。

以上により、実質収支は4,057万2,000円となります。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支4,057万2,000円の

うち2,028万6,000円を基金へ繰り入れております。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4億4,831万6,000円に対し、決算額は4億5,919万6,000円となり、1,088万円の増となっております。

後期高齢者医療保険料の収納状況につきましては、調定額3億2,755万8,000円に対し、決算額が3億2,509万4,000円となり、収納率は99.2%で、収入未済額は200万円となっております。後期高齢者医療保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点からも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額4億4,831万6,000円に対し、決算額は4億4,766万2,000円となり、執行率は99.9%で、不用額は65万4,000円であります。

以上により、実質収支は1,153万4,000円となります。

以上、各会計について決算の概要を御説明申し上げましたが、平成29年度普通会計の歳出決算規模は、前年度と比較して1.5%の減少となりました。

収支の状況につきましては、実質収支は昨年度に引き続き黒字となったものの、実質単年度収支は、財政調整基金の取り崩しを行ったことなどにより赤字となりました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で算定及び公表が義務づけられた健全化判断比率など各種財政指標は、引き続き良好な値を示しておりますが、経常収支比率につきましては前年度と同率の99.8%であり、比率は高い水準となっております。

このような厳しい財政状況におきましても、監査委員の審査意見に配慮しつつ、計画的で効率的な財政運営を推進し、引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めてまいります。

次に、議案書の23ページ、議案説明書の16ページをお開きください。

議案第60号平成29年度竹原市水道事業決算認定について御説明申し上げます。

この決算の内容につきましては、去る7月27日、監査委員の審査が終了いたしましたので、ここに監査委員の審査意見書及び各種参考資料を添えて、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものであります。

決算の概要であります。まず収益的収入及び支出について申し上げますと、消費税計算に伴う税込み額で、収入総額10億3,992万7,000円に対し、支出総額7億

5,976万2,000円で、差し引き2億8,016万5,000円の当年度利益を算出したしておりますが、税抜き額で申しますと、収入総額9億6,642万5,000円に対し、支出総額7億566万5,000円で、差し引き2億6,076万円の当年度純利益を算出したしております。

その内訳といたしましては、まず収益であります。平成28年10月の水道料金の改定の影響が1年間を通じて収益に反映されたこと及び有収水量が前年度と比較し5万9,211立方メートル増加したことにより、給水収益が前年度に比較して税抜き額で1億2,526万5,000円の増加となっております。

次に、支出につきましては、前年度に比較して費用が増加したものは、税抜き額で動力費540万3,000円、職員給与費240万8,000円、修繕費211万9,000円などであり、一方、前年度に比較して費用が減少したものは、税抜き額で委託料1,111万6,000円、受水費882万6,000円、企業債利息480万3,000円、減価償却費425万1,000円などとなっております。前年度と比較し2,124万1,000円の費用減となっております。

1立方メートル当たりの給水原価につきましては133円5銭で、前年度と比較して5円63銭の減少となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げますと、税込み額で収入総額5,967万7,000円に対し、支出総額3億5,938万3,000円で、差し引き2億9,970万6,000円の不足を生じておりますが、この補填財源といたしましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,912万8,000円、過年度分損益勘定留保資金9,868万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,189万円で補填経理をいたしました。

資本的支出の主な事業内容を申し上げますと、成井浄水場中央監視装置更新工事、東野水源地流量計設置工事、小梨送水ポンプ所2号ポンプほか取りかえ工事、県道上三永竹原線配水管布設がえ工事、市道忠海福田線送配水管布設がえ工事など、税抜き額で総額2億3,909万8,000円の工事を施工し、市内全般にわたり円滑な給水体制の確保に努めてまいりました。

そのほか、用地買収費88万8,000円、量水器新設費346万円、企業債償還金9,560万5,000円、固定資産購入費120万4,000円をそれぞれ支出経理いたしました。

次に、資本的収入の主なものにつきましては、企業債3,000万円、消火栓設置費負担金300万円、竹原工業・流通団地送水設備工事費負担金1,266万9,000円、県発注の賀茂川河川改修事業に伴う導水管移設工事負担金1,400万8,000円をそれぞれ収入経理しております。

以上、収益的収支及び資本的収支の概要を御説明いたしました。

次に、財政状態につきましては、貸借対照表の内容を申し上げますと、負債合計13億42万8,000円、資本合計37億5,827万4,000円、合わせて負債資本合計50億5,870万2,000円となっております。

次に、監査委員から御指摘、要望のありました事項につきましては、これに配慮しつつ、公営企業の基本原則であります経済性を常に発揮するよう取組を進めてまいります。

議案第59号及び議案第60号の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号平成29年度竹原市歳入歳出決算認定について及び議案第60号平成29年度竹原市水道事業決算認定についての2件につきましては、議案の質疑を省略し、申し合わせにより、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号平成29年度竹原市歳入歳出決算認定について及び議案第60号平成29年度竹原市水道事業決算認定についての2件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、竹原市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番今田佳男議員、2番竹橋和彦議員、3番山元経穂議員、4番高重洋介議員、5番堀越賢二議員、6番川本円議員、7番井上美津子議員、8番大川弘雄議員、11番北元豊議員、12番宇野武則議員、13番松本進議員、14番脇本茂紀議員、以上12名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。委員の皆様は、よろしくお願いいたします。

議事の都合により、35分まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時37分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様方には参考として追加議案項目表を配付しておりますので、あわせてご覧ください。

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第65号竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案、議案第66号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第4号）、議案第67号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）の4議案の追加提出がございましたので、この際、これを日程にそれぞれ追加し議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、この際、先ほどの4議案を日程にそれぞれ追加し議題とすることに決しました。

追加日程第1～追加日程第4

議長（道法知江君） 追加日程第1、議案第65号竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案から追加日程第4、議案第68号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第65号につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明書の8ページをお開きください。

議案第65号竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、災害を受けるなど特別な事情があると市長が認めたものについて、重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の受給資格者認定の際の所得要件を撤廃するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第66号から議案第68号までの3議案につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、議案説明書の9ページをお開きください。

議案第66号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨により、本市で発生した豪雨災害への対応のための予算を補正するものであります。

まず、歳出であります。民生費においては、災害救助に要する経費として、被災家屋の解体撤去及び宅地内のがれき等の撤去のための災害廃棄物処理業務等委託料及び被災家屋等撤去交付金、被災者の早期の生活再建のための地域支え合いセンター事業委託料、農業用施設の災害復旧等のための経営体育成支援事業補助金並びに被災者の援護のための災害見舞金など、合わせて2億3,053万1,000円を追加計上しております。

土木費においては、公共下水道事業に要する経費として、公共下水道施設の災害復旧のための公共下水道事業特別会計繰入金447万9,000円を追加計上しております。

災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧に要する経費8億1,680万円、農林水産施設災害復旧に要する経費1億8,670万円、社会教育施設災害復旧に要する経費381万6,000円、その他公共施設等災害復旧に要する経費317万1,000円、合わせて10億1,048万7,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、分担金及び負担金2,463万円、国庫支出金6億4,818万3,000円、県支出金2,204万2,000円、都市基盤整備基金繰入金416万4,000円、市債4億2,560万円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金1億2,087万8,000円を追加計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ12億4,549万7,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ156億7,124万1,000円となるものであります。

次に、補正予算書の23ページ、議案説明書の10ページをお開きください。

議案第67号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨により、本市で発生した豪雨災害への対応のための予算を補正するものであります。

まず、歳出であります。公共下水道費においては、施設管理に要する経費として、公共下水道施設の災害復旧工事費など、合わせて547万9,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として市債100万円を追加計上するとともに、一般財源として一般会計繰入金447万9,000円を追加計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ547万9,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ9億1,065万7,000円となるものであります。

次に、水道事業会計補正予算書の1ページ、議案説明書の11ページをお開きください。

議案第68号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨により、本市で発生した豪雨災害への対応のための予算を補正するものであります。

まず、収益的支出予定額においては、応急給水活動及び応急復旧活動に要する経費を特別損失として、委託料18万5,000円、受水費145万9,000円、合わせて164万4,000円を追加計上しております。この財源につきましては、現計予算内での収益的収入をもって対応することとしております。

次に、資本的支出予定額においては、水道施設の復旧に要する経費を災害復旧費として、修繕費300万円の増、工事請負費1,450万円の増、配水設備整備事業費について工事請負費1,025万円の減、合わせて725万円を追加計上しております。

これに対し、資本的収入予定額においては、特定財源として補助金725万円を計上し、収支の均衡をとっております。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

災害復旧費のうち、水道施設の本復旧に要する工事請負費について、工事の期間及び限度額を定めるものであります。

議案第66号から議案第68号までの3議案の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております追加議案4件につきまして、これより一括質疑に入ります。

それでは質疑の通告がありますので発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 議案第66号の災害見舞金1,054万円について市長に伺ってみたいと思いますが、災害見舞金というのはホームページを見ても住家、住む家の被災が対象というふうに私も理解しております。そこで、被災者の立場から見れば住む家のことももちろんなのですけれども、非住家、店舗とか倉庫とか事務所、こういった非住家の被災についてもやっぱり事業活動に大きな影響を与えているということで、まずこの予算の中にこういった非住家の見舞金が含まれているのかどうかをちょっとお尋ねしておきたいのと、市独自のこういった見舞金ということも、市としてはどのようにお考えなのかということを確認しておきたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） それでは、災害見舞金の御質問についてお答えをいたします。

本市では、昭和58年2月に災害見舞金等の支給要綱を定めまして運用しておりますけれども、市民が災害の被害を受けた場合に、被災者の援護に資するために災害見舞金を支給することとしております。

その対象でございますけれども、人的被害があった場合、または現実に居住のために使用している住宅に被害があった場合に、被害の程度によりましては、災害見舞金の支給対象としております。

御質問の事業活動用の非住宅の建物等の被害につきましては対象にしておりません。

しかしながら、災害に遭われたことについては大変なことでありまして、事業活動に影響が出てくることもあるというふうに思っておりますけれども、まずは市民の日常生活に

密着した居住用の住宅を対象とする生活援護を優先していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今、要するに予算の中には入っていないとか、市の支給要綱では住家等はあるけれども非住家についてはないという説明でした。それで、確認を含めて先ほど部長の説明では被災者の支援と、復興支援といいますか、そういった観点からの見舞金というふうに私も理解するわけであって、そういう面では先ほど言いましたように非住家についても、私の知っている範囲でも結構大きな被害を受けられたということで、それを被害額の補償ということではないのですけれども、一つの被災者の事業活動に対する支援という意味では、先ほど、今はないけれども今後の検討課題といいますか、今、早急に支給という方向では可能性があるのかなというだけはちょっと聞いておきたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 今、災害見舞金の質問でございますけれども、ちょっと先ほどと同じようなお答えになるというふうに思いますけれども、やはり住居用の住宅ということについては、被災者の生活再建にとって、より密接で重要なものということになりますので、そういった住居用の住宅について優先的に見舞金の方を支給していきたいというふうに考えております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非市長にお答え願えればと思うのですがけれども、この見舞金という性格上、先ほど部長は住家を優先した見舞金ということは市の要綱にも書いてあるということでした。ですから、この要綱ですから、市長の判断で条例とは違って即決でできるという思いは私は持っているわけですがけれども、被災者支援という立場からとすればですね、事業活動に伴うこのささやかな見舞金といいますか、こういったことは必要ではないのかなというふうに私は思いますけれども、ちょっと市長のお考えがあればお聞きしておきたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 見舞金の御質問でございますけれども、被災された方または団体、企業等、事業者等ですね、全部について見舞金を出すということはなかなかちょっと難しいというふうに思っておりますので、やはり住宅について優先して出すといったよう

な考えでございます。

企業、事業者等につきましては、他の支援、施策ということがあると思いますので、そのあたりの活用についても検討いただけたらというふうに思っております。

以上です。

議長（道法知江君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案から議案第68号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）までの4件につきましては、お手元に配付しております議案付託表その2のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

会期予定表のとおり、9月5日、6日は各常任委員会の審査を、9月7日は決算特別委員会をお願いし、9月10日は本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時53分 散会